

I 賃上げ・投資促進税制

CHECK ①

賃上げ・投資促進税制の適用可否の判定および、適用可能な場合の控除税額の計算は、平成30年度税制改正後の規定をもとに行っているか。

継続雇用者給与等支給額に係る適用要件については、次の基準により判定を行っているか。

【中小企業者等以外の法人】

・賃上げ率が3%以上であるか否か。

【中小企業者等に該当する法人】

・賃上げ率が1.5%以上であるか否か。

また、継続雇用者給与等支給額の算定においては、継続雇用者当期および前期の2年間にわたって、毎月給与等の支給があった国内雇用者(のみを集計の対象としているか。

CHECK ②

雇用者給与等支給額には、給与・賞与などの給与等(現物給与を含む)をもれなく集計しているか。

CHECK ③

雇用者給与等支給額の集計において、次のような項目を含めていないかどうか確認したか。

・退職金の支給額
・使用人兼務役員に対する給与を含む役員給与支給額(使用人兼務役員に対して支給された給与については、役員分・使用人分)

いずれの給与も雇用者給与等支給額に含めない)
・役員の特典関係者に対して支給された給与等の支給額

CHECK ④

労働者の雇入れ人数に応じた助成金等の支給があった場合、雇用者給与等支給額から控除しているか。

CHECK ⑤

中小企業者等以外の法人で必要となる設備投資要件の判定は、次の算式によっているか。

・国内設備投資額Ⅳ当期償却費総額×90%

前記における当期償却費総額は、税務上の償却可能限度額ではなく、会計上の減価償却費の額を

基礎として集計しているか。

CHECK ⑥

控除税額の上乗せ措置を適用するため教育訓練費要件の判定が必要となる場合に、教育訓練費の集計を行っているか。

平成30年度改正項目

平成30年度税制改正により、従来の所得拡大促進税制は賃上げ・投資促進税制として改組され、控除税額の拡充が図られた。本改正は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までに開始する事業年度において適用される。以下では

改正後の規定に関する解説を行う。

適用要件の概要 および控除税額

賃上げ・投資促進税制の適用要件および控除税額の計算方法について、中小企業者等以外の法人と中小企業者等に該当する法人に区分して解説する。

(1) 中小企業者等以外の法人

① 適用要件

中小企業者等以外の法人が、賃上げ・投資促進税制の適用を受けるために必要な要件は、算式1の①から③のとおりである(措法42の

(算式1) 中小企業者等以外の法人の適用要件

① 賃上げに関する要件

以下のa、bの両方を満たすこと。

- a 雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額
- b 継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 103\%$

② 設備投資要件

国内設備投資額 \geq 当期償却費総額 $\times 90\%$

③ 教育訓練費要件

教育訓練費 \geq 比較教育訓練費^(※) $\times 120\%$

(※) 比較教育訓練費→前期(2018年3月期)および前々期(2017年3月期)における教育訓練費の額の平均額

(算式2) 中小企業者等以外の法人の控除税額

・算式1の要件①および②を満たし、③は満たさない場合

控除税額 = (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) $\times 15\%$

・算式1の要件①から③すべてを満たす場合(上乗せ措置の適用がある場合)

控除税額 = (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) $\times 20\%$